（別紙１）

１　変更事項

変　更　前	変　更　後

２　変更の趣旨及び理由

（別紙２）

承認地域経済牽引事業用地整備計画の公表

可	不可

（注）地域経済牽引事業用地整備計画の変更が承認された場合、承認地域経済牽引事業用地整備者の名称、住所、計画名、地域経済牽引事業用地整備計画の承認日及び地域経済牽引事業用地整備計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。